

一般社団法人首都圏地域医療連携パス協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人首都圏地域医療連携パス協会と称する。

(主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、首都圏を中心とした多疾患診療の向上のために、医療連携の推進及び標準化を目的とし、国民の健康増進に寄与する。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域医療連携パスに関する資格認定事業
- (2) 地域医療連携パスに関する調査研究
- (3) 地域医療連携パスに関する研修及び相互親睦事業の実施
- (4) 関係機関及び関係団体との連絡協議
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- (6) 前各号に附帯する一切の業務

第3章 社員及び会員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人、法人及び団体
- (2) 連携活動会員
この法人の事業に賛同し、連携活動を担うために入会した個人、法人及び団体
- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人、法人及び団体

(正会員の権利)

第6条 正会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)に規定された次に掲げる社員の権利を、第13条に規定する代議員と同様に本会に対して行使することができる。

- (1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
- (2) 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
- (3) 法人法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
- (4) 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）
- (5) 法人法第52条第5項の権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）
- (6) 法人法第129条第3項の権利（計算書類の閲覧等）
- (7) 法人法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (8) 法人法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約書等の閲覧等）

(入会)

第7条 会員として入会しようとするものは、理事会において別に定めるところにより、入会の申込みを行うものとする。

- 2 入会は理事会において別に定める規則により決定し、理事長が承認し、これを通知する。

(会費等)

第8条 会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、入会金及び会費として、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款及び規則に違反したとき
- (2) 法人の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき
- (2) 死亡、失踪宣告、破産又は会員である法人若しくは団体が解散したとき
- (3) 任意退会し又は除名されたとき

(社員)

第12条 第13条に規定する代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員（以下「社員」という。）とする。

第5章 代議員

(定義)

第13条 本会に、代議員を置く。

- 2 代議員は、本会の正会員の中から、社員総会において定める規則による選出規定により選出する。
- 3 すべての正会員は、前項の選挙において代議員を選出する権利を有する。

(任期)

第14条 代議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

- 2 任期満了前に退任した代議員の補欠として、又は増員により選任された代議員の任期は、前任者又は他の在任者の任期残存期間と同一とする。
- 3 代議員に欠員を生じた場合、辞任又は任期満了後においても、新たに選任されたものが就任するまでは、なお代議員としての権利義務を有する。

(代議員の解任)

第15条 代議員が次の各号の一に該当するときは、当該代議員を除く代議員現在数の3分の2以上の議決により、理事長がこれを解任することができる。ただし、社員総会において議決する前にその評議員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他評議員にふさわしくない行為があったと認められるとき。

(代議員の報酬)

第16条 代議員は無報酬とする。

第5章 評議員

(定義)

第17条 本会に、評議員15名以内を置く。

- 2 評議員は、本会の代議員の中から、社員総会において定める規則による選出規定により選出する。

(任期)

第18条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

- 2 任期満了前に退任した評議員の補欠として、又は増員により選任された評議員の任期は、前任者又は他の在任者の任期残存期間と同一とする。
- 3 評議員は、第11条に定める定数を欠く場合は、辞任又は任期満了後においても、新たに選任されたものが就任するまでは、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第19条 評議員には、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を支給することができる。

2 前項の規定にかかわらず、評議員にはその職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第6章 社員総会

(構成及び権限)

第20条 社員総会は、全ての代議員をもって構成する。

2 社員総会は、次の事項について決議する。

(1) 社員の除名

(2) 理事及び監事の選任及び解任

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の額

(4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの付属明細書の承認

(5) 定款の変更

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第21条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とする。

2 定時社員総会は、毎事業年度終了後3か月以内に1回開催する。

3 臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第22条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び召集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

3 社員総会を招集するには、理事長は、社員総会の会日の2週間前までに、社員に対して必要事項を記載した書面をもって通知する。

(議長)

第23条 社員総会の議長は、理事長とする。

2 理事長に事故があるときは、他の理事があらかじめ定めた順序によりこれに代わっておこなう。

(議決権)

第24条 社員は、社員総会において各1個の議決権を有する。

(決議)

第25条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令に定められた事項

(書面による議決権の行使)

第26条 社員総会に出席できない社員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合において、その議決権の数を前条の議決権の数に算入する。

(議事録)

第27条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに記名押印するものとする。

第7章 評議員会

(構成及び権能)

第28条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

2 評議員会は、その決議により社員総会及び理事会に対する諮問及び助言を行う。

(評議員会運営)

第29条 評議員会の運営に関し必要な事項は、社員総会において定める評議員会規則による。

第8章 役員

(役員)

第30条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上15名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を理事長、2名以内を副理事長、1名を常務理事とする。

- 3 理事長をもって法人法上の代表理事とし、副理事長及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(会長)

第31条 この法人に、会長を置く。

- 2 会長は、評議員会の決議を経て、理事長が委嘱する。
- 3 会長は、この法人を総裁する。

(選任等)

第32条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長及び常任理事は、理事会の決議により理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第33条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、この法人を代表し、法人の業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 4 常務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、この法人の常務を処理する。
- 5 理事長は、3か月に1回以上、自己の職務の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第34条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第35条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会終結のときまでとし、監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会終結のときまでとする。

- 2 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任者の任期残存期間と同一とする。
- 3 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
- 4 理事又は監事は、第24条第1項で定める定数に足りなくなるときは、辞任又は就任満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、尚理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第36条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第37条 理事及び監事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を支給することができる。

第9章 理事会

(構成)

第38条 この法人に、理事会を置く。
2 理事会は、すべての理事で組織する。

(権限)

第39条 理事会は、次に掲げる職務を行う。
(1) この法人の業務執行の決定
(2) 理事の職務の執行の監督
(3) 理事長、副理事長及び常任理事の選定及び解職

(招集)

第40条 理事会は、理事長が招集する。
2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
3 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、召集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第41条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第42条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第43条 理事会の議事録については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事は、これに記名押印しなければならない。ただし、理事長が欠席した場合は、出席した理事及び監事の全員がこれに記名押印しなければならない。

第10章 財産及び会計

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号乃至第5号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金)

第46条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第11章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第47条 この法人は、社員総会の決議によって定款を変更することができる。

(解散)

第48条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議により国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

第12章 公告の方法

(公告の方法)

第50条 この法人の公告は、電子公告による。

第13章 事務局

(設置等)

第51条 この法人の事務を処理するための事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長並びに所用の職員を置く。

- 3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第14章 雑則

(委任)

第52条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の事業年度は、第55条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成24年3月31日までとする。
- 3 この法人の設立時社員（代議員）の氏名又は名称及び住所は次のとおりとする。

住所

氏名 谷 修一

住所

氏名 安保雅博

住所

氏名 清水秀昭

住所

氏名 小林豊機

住所

氏名 植田剛彦

住所

氏名 小林静次

- 4 この法人の設立時の理事、監事及び代表理事及び会長は次のとおりとする。

設立時理事

住所

氏名 谷 修一

設立時理事

住所

氏名 安保雅博

設立時理事（副理事長）

住所

氏名 清水秀昭

設立時理事（常務理事）

住所

氏名 小林豊機

設立時理事

住所

氏名 植田剛彦

設立時監事

住所

氏名 小林静次

設立時代表理事（理事長）

住所

氏名 安保雅博

以上、一般社団法人脳卒中地域医療連携パス協会を設立のため、この定款を作成し、設立時社員谷修一、同安保雅博、同清水秀昭、同小林豊機、同植田剛彦、同小林静次の定款作成代理人である司法書士斉藤靖雄は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

平成23年 月 日

設立時社員 住所
氏名 谷 修一

設立時社員 住所
氏名 安保雅博

設立時社員 住所
氏名 清水秀昭

設立時社員 住所
氏名 小林豊機

設立時社員 住所
氏名 植田剛彦

設立時社員 住所
氏名 小林静次

上記設立時社員の定款作成代理人

東京都練馬区光が丘三丁目8番12-501号
司法書士 斉藤靖雄